

「日の丸」「君が代」強制は違憲

東京地裁判決を原告の一人として考える

佐橋京四郎

九月二十一日、東京地裁は、東京都教育委員会（都教委）による「日の丸」「君が代」の強制は違憲・違法であると断定、都立校教職員ら原告の請求を、ほぼ全面的に認めるという判決を下した。法廷のあちこちに、涙を流して喜ぶ原告や支援者たちの姿があった。

都教委による「一〇・二三通達」

二〇〇三年十月二十三日、都教委は、全都立校の校長を一堂に集めて「通達」を渡し、「これは（校長に対する）職務命令だ」と言い切った。

その、いわゆる「一〇・二三通達」の内容は「入学式、卒業式等は『指針』の通り行なえ」「この通達に基づく校長の職務命令に従わない教職員は処分する」というもので、「指針」には「教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」「国歌斉唱はピアノ伴奏等によって行なう」など、12項目にわたって式のやり方が規定されている。つまり、全ての都立校で同じ形の式

を行なわねばならなくなり、生徒会の企画する式も認められず、「障害」児学校では車椅子の生徒も壇上に登って証書を受け取ることが強いられるなど、異常な状況が作りだされることになった。

なお、この通達を出すに当たり、都教委はわざわざ「卒業式、入学式対策本部」などというものをつくって文案を練っているのだが、その会合で最初に出された資料には「日の丸」「君が代」は学校経営上の最大の課題などと書かれている。「学校経営上の最大の課題」が「いじめ、中退問題」とか「教職員間の意志の疎通」などではなく「日の丸」「君が代」だと言うのだ。彼らは生徒の悩みや要望など、これっぽっちも考えていないことがわかる。石原慎太郎知事のご機嫌を伺うことしか頭にないのかも知れない。

都立校の「日の丸」「君が代」

ぼくが小学校から都立高へ勤めをかえた、七七年頃、ほとんどの都立高校では「日の丸」も「君が代」もなかった。

なぜか。

学校では「職員会議」がとても重要な存在だった。そこでは、新人であろうとベテランであろうと、発言の自由は保証され、採決となれば、全職員が同等の一票を行使できる。学校をよりよいものとするために、それぞれが意見を出し合うという、いわば「民主的」な学校づくりには不可欠な存在だった。職員会議がきちんと機能している職場に「上意下達」は通用しない。だから「日の丸」「君が代」のように皇国思想、軍国主義のシンボルだったものを、おいそれと受け入れはしなかった。

けれど、権力は時間をかけて外堀を埋めていく。自衛隊がそうであったように、「日の丸」「君が代」も、既成事実を積み重ねることによって社会全体に浸透させていった。オリンピックや各種スポーツ大会で「日の丸」を掲げ「君が代」を演奏する。NHKテレビの毎日の放送終了時に「日の丸」の画面に「君が代」を流す。さまざまな場面で露出させ、抵抗感を薄めてから文部省（当時）が全国自治体に圧力をかけ、その圧力によって広島の校長が自殺するという悲劇を利用して「国旗・国歌法」を強引に成立させた。そして、国会答弁で首相以下が「強制はしない」と言明したにもかかわらず、法の公布一カ月後には、文部科学省が全国の教

否定であり、人間の尊厳を踏みにじられることなのだという共通した思いがこの裁判に踏み切らせたと言えよう。

なお、原告たちを支える弁護士は、人数の多さもさることながら、弁護士歴五十年という超ベテランから、弁護士になっても一年もたたないという若手まで、年齢層の厚さが一つの特徴である。誘い合って弁護士に加わったこの人たちも、石原都政に対する反発や危機感を共有している。特に三十歳前後の若手が前面に出て、積極的に取り組んでくれているのがうれしい。日本の将来、暗くはないぞ。

判決の持つ意味と今後

冒頭記したように、判決は、原告側のほぼ全面勝訴であった。大ざっぱに言えば、「都教委の通達や指導は、思想・良心の自由を定めた憲法19条に違反し、教育基本法10条の言う『不当な支配』にあたる。故に、原告らは『日の丸』に向かって起立し『君が代』を斉唱する（伴奏する）義務はないし、都教委はそれを理由に処分してはならない。」というものである。

判決全文を読むと、「日の丸」「君が代」を式で用いることは有意義だとする点など不満もあるが、今の社会状況や司法状況の中で、ここまで勝てたのは、やはり喜んでいいと思う。なにしろ、北九州の

「ココロ裁判」での一部勝訴以外、「日の丸」「君が代」裁判は、ほとんど全てが行政の職務命令や処分を追認し、原告敗訴となっている。そういう中でこの判決だからこそ、原告たちの涙となったのだ。

この判決の優れている点は、原告の要求にきちんと向き合い、憲法や教育基本法に照らし合わせて判断していることだ。「日の丸」「君が代」裁判だけでなく、最近の裁判所は、憲法判断を回避することがあまりにも多い。憲法に触れたとしても「思想・良心の自由はあるにせよ」と一言で片づけ、人間を人間たらしめる「思想・良心の自由」の重みを、まるで考えていないかのようだ。その意味でも今回の判決は「画期的」だった。

もちろん、これで終わったわけではない。石原は、例によって「判決を喜んでるのは共産党と日教組の残党だけだ」と、下品な都議会答弁をして控訴した。都教委は判決の翌日に校長たちを緊急招集し、「控訴するから今まで通りにやれ」と檄をとばしている。

一方、安倍首相が教育基本法「改正」を最優先課題とし、憲法「改正」も政治日程化させた。憲法、教育基本法が安倍の思う方向で変えられてしまえば、今回の判決の根拠が崩れ去ってしまうのだ。

都教委は、来年度から都立高校に「奉

仕」を必修科目として押しつけてきた。

これも違法行為である。なぜ次々にそのようなことをしてくるのか。上意下達の体制を作り上げ、もの言わぬ教職員、もの言わぬ生徒を作る、それはナシヨナリストの要求であるが、財界の要求でもある。国鉄民営化、郵政民営化につづく「学校民営化」なのだ。既に公立校に経営効率、競争原理が持ちこまれ、数値目標などが導入されている。規制緩和の名のもとに、市場原理主義が「公」を食い物にしていく。それを学校でも進めていくには「職員会議」などが機能してはならないのだ。アメリカを見ればわかる通り、一見別の方向を目指しているような新自由主義（市場原理主義）と新保守主義（ネオコン）とは、相互に補完し合うものとして手を結んでいる。彼らにとって、憲法9条や19条、あるいは教育基本法は目の上のたんこぶである。ネオコンにとって軍のない国家など考えられず、市場原理主義者にとって一番もうかるのは戦争なのだから。

石原は常々「命がけで憲法を破る」と言ってはばかりで、教育委員の米長は「東京は、すでに教育基本法を改正した」と公式の席で発言した。彼らの頭には法を守る意識などないことがわかるが、裏返して見れば、憲法、教育基本法「改正」後は、今、東京でやられていることが、

育長に対し「指導をより徹底するよう」通知したのだった（権力は平気でウソをつく）。

その直前の都立高校の実施率は、文部省（当時）によれば、「日の丸」が95%、「君が代」が5・9%で、三重県に次いで低いものだったが、都教委の通達や校長会等でのたびたびの締めつけにより、二年後には、ほぼ一〇〇%の実施率となった。五年ほど前のことである。

ただ、実態は、僕の勤務校のように、屋上の目立たない所に旗竿で「日の丸」を掲げ、歌のない「君が代」をCDで流すというような形が多かった。もちろん、大半の職員は「君が代」の時には起立せず、生徒も起立、不起立は自由。卒業式の予行時に、校長などが「思想・良心の自由」を説明することなども行なわれた。こういう状況に業を煮やした「右翼」の民主党・自民党都議が、都議会質問のかたちで都教委の「適正指導」答弁を引き出し、ついに「一〇・二三通達」に至ったというわけである。

有志による訴訟

労働界の再編時、日教組は分裂する。組織率も減り続け、東京都高等学校教職員組合（都高教）など、高組織率をなんとか保っていた一部を除き、組合としての「日の丸」「君が代」闘争はほぼ終

息してしまった。その都高教も、さまざまに都教委の攻撃に押され、有効な反撃もできず、「一〇・二三通達」に対しては、抗議と要請行動を行なったのみ。「阻止闘争」も、式当日の「物理的抵抗」や不起立など処分の対象となる行動は一切やらない、と決定してしまっただけである。

しかし、この通達をそのまま受け入れてしまったら学校はどうなる？ という思いは少なからぬ人たちの心にあつたはずだ。今まで主張してきたことはどうなってしまう？ 生徒たちに自主・自立を説いてきたことはどうなってしまう？ そんな思いを持った人たちが、組合を当てにせず、学者や弁護士たちの助言を受け、「予防訴訟」（法律的には「無名抗告訴訟」と言う）を起こすことにした。知り合いに声をかけ、職場にビラをまき、一人でも多くの原告を集めようと奮闘した。

そして、二〇〇四年一月、二〇〇名の原告を集め、ついに提訴に踏み切った。最終的に原告は四〇一名となった。組合の後ろ盾もなく、個人個人が自ら判断し、自腹を切ったの裁判で、四〇一名というのはすごい数だと思う。それだけ切実な思いがあつたということなのだ。

「予防訴訟」の意味

一般に、労働問題の裁判は、解雇や不当処分といった事件が起き、その撤回を

もとめる形で提訴される。今までの「日の丸」「君が代」裁判も、全て不当処分撤回を求めるものだった。

ところが、この訴訟はそうではない。都教委が行なっている強制、あるいは行なおうとしている処分が違憲、違法であるから、それを差し止めてくれ、という訴訟なのである。だから、ぼくらは「予防訴訟」と呼んだのだ。

この種の訴訟は例がないわけではないが、「事前救済を認めなければ著しい問題が生じる特段の事情」がない限り認められないという性質のもので、事実、数少ない過去の例でも門前払いされている。

この訴訟に冷淡な人たちの中から（ヨボウでなく）無謀訴訟」と揶揄することばさえ聞かれたが、あながち的はずれと言いつてもいいものがあった。しかし、そんなものであってもやらなければならぬほど、現場には危機感があつたのだ。

正直に言えば、原告一人一人の考え方が全く一致しているわけではない。「日の丸」「君が代」の存在を認めたくない者もいれば、前年まで「君が代」を歌っていた者もいる。一致点は、ともかく強制されるのはイヤだということだけである。

つまり、「日の丸」「君が代」をシンボルとして押しつけてくる石原都政の強権的な手法を受け入れることは民主主義の

日本中で行なわれるということなのだ。学校現場で、今回の判決を足がかりにしていかに闘うか、今争われている関連裁判でどう勝っていくかとともに、生徒や保護者を含めた一般市民にどのように

杉並区における

「つくる会」教科書採択の攻防

奥山たえこ

東京都杉並区と言えば原水禁運動発祥の地であり、市民運動も盛んなまちである。その杉並で、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下「つくる会」）の教科書が採択された衝撃は大きい。実は杉並で起こったことは、首長がその気になりさえすれば、どこでも可能なことばかりなのである。安倍晋三政権の下で、教育基本法が風前の灯となっているいま、対岸の火事ではなく、他山の石としていただければと思う。

■スタートは教育委員の入れ替え

どの教科書を使うかを最終的に決めるのは教育委員たちである（法的根拠なしとの論もある）。その人選権は首長にあるから、教育委員会は形式的には独立しているものの、首長の意向を色濃く反映

アピールし、連帯して闘うことができるのが問われている。

なんとしてもここは踏んばり所だろう。（さはし・きょうしろう 「予防訴訟」原告、「日の丸」「君が代」被処分者）

することが可能な仕組みである。

杉並区長山田宏氏は二〇〇〇年、この五名の教育委員のうち三名を入れ替えようとした。事前に露見し反対運動に阻まれて一名を取下げたものの、二名の交代に成功した（議会では公明党が退席したけれども可決された）。翌年の採択では、この二名が「つくる会」教科書を推したが、採択には至らなかった。区長は二〇〇三年、さらに一名教育長を入れ替えることで過半数を握った。これで区長にとっての採択環境は整ったことになる。

■周到な環境整備

実は、準備はこれだけではなかった。教育委員会事務局は着々と採択態勢へとシフトしていたのである。それまでは現場の教員が数冊に絞り込んで学校票を投

じており、教育委員会はそこから決定していた。ところがその制度を廃止して、すべての教科書を対象に調査せよという態勢に変えた。つまり従来なら足切りになっていた「つくる会」教科書が、最終採択の場まで生き残ることになったのである。

それでもあきたらず、採択手続きを定めた要綱や手引きを作り変えた。現場教員の調査結果（調査報告書）のとりまとめを行なう審議会を、単なる調査委員会に格下げし、「教員の意見を聞き」の文句は消し去られてしまった。手引きには「ただし、調査にあたっては、中学校学習指導要領平成十年告示の趣旨を踏まえるものとする」と明記された。この告示には「国を愛する」が学習指導要領に盛り込まれていたのである。何のことはない、杉並区教育委員会は、教育基本法改悪の露払いを行なっていたというわけである。

■市民の攻防／内外の応援

もちろん杉並のことだから、市民の反対運動は大きかった。「つくる会」教科書デビューの二〇〇一年には、「採択しないで！」の声を力いっぱい届けて、五〇〇人を超える人間の鎖で区役所を囲んだ。市民団体「杉並の教育を考えるみんなの会」（みんなの会）と、「つくる会」